

平成19年度 第1回金沢市入札制度評価委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成19年7月11日(水) 金沢市役所 202会議室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 鴨野 幸雄(金沢大学名誉教授) 委員 春成 保(公認会計士) 委員 川村 國夫(金沢工業大学教授) 委員 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学准教授)	
次第	1 開会 2 委員長選出 3 報告 平成19年度入札・契約制度の改正概要について 4 審議 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成18年度発注工事について (2)発注工事に係る平均落札率について (3)工事成績評点について (4)入札参加資格停止等の運用状況について (5)談合情報への対応状況について 委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等 (1)平成18年度発注業務について (2)業務成績評点について 平成18年度の入札制度評価委員会の意見と本市の措置状況 (1)優良施工への誘導策について (2)地元企業の活性化について 委員があらかじめ抽出した工事に係る業者選考等の経緯 5 閉会	
審査対象期間	平成19年2月1日～平成19年3月31日	
抽出案件	5件	
制約付き一般競争入札	0件	該当無し
公募型指名競争入札	2件	・かたつ工業団地第二工区造成工事 ・大手町雨水管渠築造工事(まち交)(単独)及び尾張町1・2丁目污水管改良工事並びにガス管布設替及び配水管改良工事並びに大手門中町通り道路整備工事
指名競争入札	2件	・湊3丁目逆水門修復工事 ・八田町(東)地内(72工区)管渠築造工事
随意契約	1件	・平成18年度 磯部町地内(25工区)舗装復旧工事
委託業務	0件	該当無し
委員からの意見・質問、 それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	平成18年度の発注工事に係る入札・契約手続きの運用については、概ね適正に行われていると判断する。	

別紙

総 括	
<p>各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般競争入札拡大後も、優良施工についての効果的な誘導策を導入するよう考慮すること。 2. 地元企業の育成・活性化及び受注機会の確保に繋がるよう留意すること。 3. 低入札に対する審査の徹底強化及び工事の施工体制確保には、引き続き注意すること。 4. 個別工事の入札・契約事務の執行については、特に指摘事項はない。 <p>なお、意見の詳細は次のとおり。</p>	
意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事に係る入札・契約手続きの運用状況等について</p> <p>平成18年度施工工事の優良業者は150社だが、これまでのように指名回数の傾斜配分はできるのか。</p> <p>平成18年度より最低制限価格制度において最低制限価格を予定価格の75%とせず個別設定方式を導入したが、その工事の割合は何%くらいか。</p> <p>低価格での入札への対応策について要望があったようだがどのような内容か。</p> <p>低入札価格調査制度の対象となる入札が増えているが、その価格で実際施工が可能なのかどうか、よりいっそうきめ細かい、厳しい審査をする必要があるのではないか。</p> <p>地元の中小業者の受注機会の拡大を含め、活性化させることはできないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A, Bランクについては一般競争入札であるためできないが、C, Dランクはできる。一般競争入札の参加条件において工事成績評点の引き上げを行うことや災害時等の緊急工事のため一般競争入札を行うことができない場合に優良施工業者の優先的な指名を行うこととしている。また、総合評価方式が導入された場合に工事成績を反映させたいと考えている。 ・ 最低制限価格制度対象工事の内13%が個別設定を行っている。 ・ 発注工事数の減少、制約付き一般競争入札の拡大などの理由により低価格での入札が増加しているため、業界からはこれに対して、適正な価格で適正な施工をする業者が選択されるような制度の早期導入をという要望があった。現在、市では総合評価方式の導入を検討している。 ・ 審査内容については国に準じた内容で行っている。また、一次審査の数値的判断基準については水準が適正なのかどうかも含めて今後、検討していきたい。 ・ 一般競争入札の入札参加条件に「主たる営業所の所在地が金沢市内であること」として、地元業者でできるものはできるだけ地元業者に発注するようしており、受注機会の拡大に努めている。

意見・質問	回答
<p>2 委員が予め抽出した工事に係る業者選考等の経緯</p> <p>かたつ工業団地第二工区造成工事</p> <p>地元業者2社で構成する共同企業体を対象としているが、地元以外の業者からクレームがつかないか。</p> <p>大手町雨水管渠築造工事(まち交)(単独)及び尾張町1・2丁目污水管改良工事並びにガスパ布設替及び配水管改良工事並びに道路整備工事</p> <p>低入札価格調査の対象となっているが、選考の過程のどの時点で履行可能だと判断したのか。</p> <p>工事施工中はどのような審査をするのか。</p> <p>湊3丁目逆水門修復工事</p> <p>この工事で、最低制限価格を個別設定しているのはなぜか。</p> <p>八田町(東)地内(72工区)管渠築造工事</p> <p>低入札価格調査の一次審査で、失格となった内容について業者に知らせているのか。</p> <p>一次審査の数値基準については公表しているのか。</p> <p>平成18年度 磯部町地内(25工区)舗装復旧工事</p> <p>工事発注後に現況の舗装構成(厚み)等が設計書と異なる場合があるのか。この場合、設計段階における事前調査が不足してたのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工可能業者が市内に60社近くおり、地元だけで十分に競争性が確保できるため地元業者に発注した。特にクレームはきていない。 ・ 一次審査を経て、二次審査で書類審査・事情聴取を実施し、履行可能だと判断した。 ・ 2回以上実施する中間検査で確認する。 ・ 予定価格によって決めている。平成18年度までは2,000万円から4,000万円の間で最低制限価格の個別設定を実施した。 ・ 一次審査で失格となったことについては通知するが、どの項目で失格となったかについては通知していない。 ・ 公表している。予定価格も事前に公表しているが、設計額の内訳まで公表しているわけではないので、失格となる業者が出てくる。 ・ 下水道管渠築造工事においては工事区域を含めた広い範囲で土質調査を行っている。しかし全ての路線において調査を行っているものではなく、道路台帳や近接地点での調査結果を基に設計を行う場合もあるため、希に現況と設計に差違が生じる場合がある。